

平成 21 年 2 月

株式会社みずほフィナンシャルグループ

特別口座に関する補足説明

1. 特別口座へ移行となった株主さま

特別口座へ移行となった株主さまは、株券電子化実施まで株券をお手元に所有されていた株主さま、または端株を所有されていた端株主さまです。

対象となる株主さまが所有する株式につきましては、当社が手続きを行い、株主さまの名義で開設した特別口座に既に記録されています。

2. 特別口座を開設した口座管理機関等

当社が手続きを行い開設した特別口座の口座管理機関は、みずほ信託銀行株式会社です。

以下のお手続きにつきましては、みずほ信託銀行までお問い合わせください。

- ・ 単元未満株式の買取請求または買増請求
- ・ 住所変更等に関するお手続き
- ・ 特別口座から一般口座（株主さまが証券会社等にお持ちの口座）への振替申請 等

3. 配当のお支払い等に関するお取扱い

特別口座に記録された株式についても、従来同様配当金をお支払いいたします。また、株主総会の招集通知*等もお送りいたします。

※単元未満株式のみを所有する株主さま（所有株式数が 100 株未満の株主さま）を除く

4. その他

(1) 特別口座は発行会社ごとに開設いたしますので、複数の銘柄の株券をお手元にお持ちの場合は、特別口座が複数開設されることとなります。

(2) 特別口座に記録したままでは、株式を証券取引所で売買することはできません。

事前にお手続きが必要となります。詳しくは、裏面をご覧ください。

（単元未満株式の買取請求・買増請求は特別口座のままでも可能です。）

(3) 特別口座に記録された株式を証券会社等にお持ちの口座に振り替えることが可能です。詳しくは、みずほ信託銀行、または証券会社までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

フリーダイヤル 0120-288-324

（ご利用時間：土・日・祝日を除く 9:00～17:00）

【特別口座に関する留意点】

1. 「特別口座」に記録された株式の売買について

- (1) 「特別口座」に記録された株式を証券取引所で売却するためには、証券会社等に株主さまがお持ちの取引口座（「一般口座」）に、あらかじめ振替をしていただく必要があります。詳しくは、みずほ信託銀行にお問い合わせください。
- (2) 証券会社等に一般口座をお持ちでない場合、新たに口座を開設していただく必要があります。口座開設に関するお手続きにつきましては、証券会社にお問い合わせください。

2. 株主さまのご氏名の記載が相違している場合

（相続等により、以前株券を所有されていた株主さまのお名前が、宛名に記載されている場合）

- (1) お手元に株券をお持ちで、名義書換をしないまま株券電子化を迎えた場合、名義書換前のお名前が特別口座が開設されております。
- (2) 名義回復のお手続きにつきましては、みずほ信託銀行にお問い合わせください。

3. 株主さまの登録について

株主さまのご住所およびお名前の文字に、振替機関（証券保管振替機構）で指定されていない漢字等が含まれている場合には、その全部または一部を振替機関が指定した文字に変換して株主名簿に登録いたします。この場合、株主さまにお送りする送付物の宛名は、振替機関が指定した文字となりますのでご了承ください。

【お問い合わせ先】

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

フリーダイヤル 0120-288-324

（ご利用時間：土・日・祝日を除く 9:00～17:00）